

鳥取縣公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年七月十七日

鳥取県知事 西尾邑次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野津医院	鳥取市卯垣四丁目一〇一	平成四年七月一日
科医院	鳥取市西町三丁目一一〇	"
医療法人北室内	鳥取市吉成南町一丁目二七一	"
本内科	鳥取市材木町一五二	"
福田整形外科医	鳥取市吉方町一丁目四三七	"
院	鳥取市岩倉四四六一一三	"
清水内科医院	鳥取市若桜町四九一八	"
西尾内科クリニック	鳥取市吉成七七九一三八	"
大塩内科	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇	"
大源眼科医院	鳥取市吉成七七九一三八	"
高整形外科医院	米子市東福原五七五	"
薬師寺整形外科	米子市車尾一二九三一一	"
国立米子病院	米子市車尾一二九三一一	"
医院	米子市東福原五七五	"

告示

鳥取県告示第六百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録を申請する。

野坂医院	米子市上新印二五六一六	医療法人社団原	東伯郡赤崎町赤崎一〇九二
医療法人社団智内科医院	米子市加茂町一丁目九	医療法人社団智内科医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九〇
医療法人社団意内科医院	米子市万能町一六	医療法人社団意内科医院	"
医療法人社団田内科医院	米子市錦町一丁目三九	医療法人社団田内科医院	"
医療法人社団脳内科医院	倉吉市山根五八六	医療法人社団脳内科医院	"
医療法人社団口内科医院	倉吉市西倉吉町一一三〇	医療法人社団口内科医院	"
池田整形外科医	倉吉市宮川町一七六一一	池田整形外科医	"
伊藤医院	倉吉市住吉町五七一六	伊藤医院	"
医療法人社団田内科	倉吉市上井町一丁目一四二	医療法人社団田内科	"
医療法人社団西田内科	倉吉市昭和町一丁目六一	医療法人社団西田内科	"
岡本小児科医院	倉吉市元町六九	岡本小児科医院	"
石田産婦人科医	○一二二岩美郡岩美町大字浦富一〇三	石田産婦人科医	"
医療法人藤田医院	八頭郡河原町大字河原一九七	医療法人藤田医院	"
森下医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六	森下医院	"
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字保五五一	若桜柿坂医院	"
中野医院	東伯郡東伯町大字松崎六七六	中野医院	"
土井医院	東伯郡東伯町大字松崎六七六	土井医院	"

鳥取県告示第六百十九号	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十九号）第六条第三項の規定に基づく	医療法人社団原	東伯郡赤崎町赤崎一〇九二
橋本歯科医院	稻垣歯科医院	医療法人くまの	鳥取市西町二七〇二
清水歯科医院	氣高郡鹿野町大字鹿野字森重	医療法人くまの	倉吉市東巖城町一七〇
小田歯科医院	一八四一二	医療法人くまの	倉吉市西町二七〇二
やまなか歯科クリニック	一八四一二	医療法人くまの	倉吉市東巖城町一七〇
西伯郡岸本町押口八六一一	鳥取市今町一丁目五〇四	橋本歯科医院	一〇
西伯郡岸本町押口八六一一	平成四年七月一日	清水歯科医院	一〇
	平成四年七月一日	やまなか歯科クリニック	一〇

き、次の調査を平成四年七月十日国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成四年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行ふ者 の名称	調査地 域	調査期間	調査面積 (平 方キロメート ル)
米子市	米子市夜見町の一部	平成六年三月三十一日まで	〇・六〇

名 称	位 置
沢川鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と国府町及び若桜町との境界が交差する地点を起点とし、同所から鳥取県と兵庫県との境界を南東に進み、国有林鳥取事業区沢川国有林十六林班と十九林班の境界に至り、同境界を南西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る百十林班と百十一林班の境界に至り、同境界を北西に進み、米見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林十五林班と十六林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八束町との境界に至り、同境界を北西に進み、国府町と若桜町との境界線に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

鳥取県告示第六百二十号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次とのとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第四十九条第一項の規定により告示する。

平成四年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十一号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次とのとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第二百八号）第四十九条第一項の規定により告示する。

一日時 平成四年八月十一日 午後二時から
二 場 所 八頭郡若桜町大字若桜八〇一五 若桜町役場二階会議室
三 案 件 次の鳥獣保護区を設定することについて

平成四年七月十七日

- 一日時 平成四年八月十一日 午前十時から
 二 場所 八頭郡智頭町大字智頭二〇二七一一 智頭町役場第一会議室
 三 案件 次の鳥獣保護区特別保護地区を再指定することについて

名 称	位 置
芦津鳥獣保護区 特別保護地区	芦津鳥獣保護区の区域うち、国有林鳥取事業区沖ノ山国 有林五九林班及び千代川森林計画区の智頭町に係る一六八 林班から一七〇林班までの区域

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

平成四年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成四年七月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一日時 平成四年七月二十一日（火）午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県厅選挙管理委員室
 三 議題 第十六回参議院議員通常選挙について

鳥取県告示第六百二十二号
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成四年七月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

泊加入区	加 入 区	漁業 の 区 分
漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業		